

四日市市告示 第72号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成29年 3月 3日

四日市市長 森 智広

1. 保管した違法放置物件の車種車名、台数、その他
 - ・車種 軽自動車
 - ・車名 ダイハツミラ 黒色
 - ・形状 箱型
 - ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時
 - ・放置場所 四日市市場町 市道上
 - ・除却した日時 平成18年 4月6日

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所
 - ・保管を始めた日時 平成18年 4月6日
 - 保管場所 三重県四日市市中村町 四日市市管理にかかる自転車保管庫

3. 前3号に掲げるもののほか、保管に係る車両の放置期間の把握及び確認期間等返還の参考事項
 - ・放置把握期間 平成18年2月3日から平成18年4月6日まで
 - ・放置確認期間 平成18年2月3日から平成18年4月6日まで
起算して62日
 - ・保管期間 除去した日から起算して10年11月3日間

5. 連絡先
 - 四日市市諏訪町1番5号
 - 四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209